

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：愛栄協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 大脇 立也
- (3) 所在地：愛知県名古屋市中川区細米町2丁目25番地

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。) 第37条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

認定計画に従って入国後講習を実施していなかったこと、傘下の実習実施者における出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したこと、及び傘下の実習実施者に対し、認定計画に従い、団体監理型技能実習を実習監理していなかったことから、技能実習法第37条第1項第1号(技能実習法第25条第1項第2号(技能実習法第39条第3項))及び第4号(技能実習法第39条第1項)に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：エーワン協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 澤田 一成
- (3) 所在地：広島県広島市東区光町1丁目1番23号-201号

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和8年1月28日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

技能実習を行わせようとする者に不正に技能実習法第8条第1項の認定を受けさせる目的で、偽造された文書を外国人技能実習機構に提出したことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合W. A.
- (2) 代表者職氏名：代表理事 天野 弘
- (3) 所 在 地：東京都品川区南大井3丁目20-1 ライオンズマンション大森
第5-101

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和8年1月28日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下実習実施者に対する監査を適切に行っていないこと、傘下実習実施者が技能実習法令に違反する行為を行っていた疑いを把握していたにもかかわらず、直ちに監査を適切に行っていないこと、及び認定計画に従って入国後講習を実施していないことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：亜龍株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 森小 練太郎
- (3) 所 在 地：神奈川県綾瀬市早川2980番地81

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

令和5年7月10日認定「認2304016803」「認2304016804」「認2304016805」

令和6年7月19日認定「認2404018603」「認2404018604」「認2404018605」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：生駒鍍金工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 生駒 秀之
- (3) 所 在 地：岐阜県関市稻河町5番8号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14件）

令和4年7月20日認定「認2206006665」「認2206006666」「認2206006667」
「認2206006668」

令和5年7月24日認定「認2306010266」「認2306010267」「認2306010268」
「認2306010269」

同年8月21日認定「認2306010249」「認2306010250」「認2306010251」

令和6年4月30日認定「認2406001139」「認2406001140」「認2406001141」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年1月28日をもつて技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：伊藤 安隆
- (2) 代表者氏名：伊藤 安隆
- (3) 所在地：茨城県常総市孫兵エ新田620

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

令和3年9月17日認定「認2103003169」

令和4年7月12日認定「認2203001586」

同年10月12日認定「認2203003272」

令和5年1月27日認定「認2203006584」

同年6月22日認定「認2303001368」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第5号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の賃金台帳を提示したことから、技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：大脇建設株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 大脇 立也
代表取締役 大脇 孝介
- (3) 所 在 地：愛知県名古屋市中川区細米町2丁目25番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和4年10月7日認定「認2206015451」

令和5年4月3日認定「変認2206002047」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させていたと認められることから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第2号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社金井建設
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 金井 政春
- (3) 所 在 地：長崎県大村市荒瀬町1022番地1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（38件）

令和元年6月18日認定「認1812022911」「認1812022912」

同年7月10日認定「認1912000125」「認1912000126」「認1912000127」

令和2年5月8日認定「認2012001089」「認2012001090」

同月28日認定「認2012001732」「認2012001733」

同年9月18日認定「変認2012000399」「変認2012000400」「変認2012000401」

「変認2012000402」「変認2012000403」「変認2012000404」

「変認2012000405」

令和3年5月10日認定「変認2112000063」「変認2112000064」「変認2112000065」

「変認2112000066」「変認2112000067」「変認2112000068」

「変認2112000069」

同年6月11日認定「認2112001361」

同年8月4日認定「認2112002817」「認2112002818」

令和4年7月28日認定「認2212001959」「認2212001960」

同年9月29日認定「認2212004163」「認2212004164」

令和5年10月10日認定「認2212010894」「認2212010895」

令和6年1月10日認定「変認2312000529」「変認2312000530」

同年2月20日認定「認2312016079」「認2312016080」

同年11月28日認定「認2412012980」

令和7年3月12日認定「認2412018968」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、監理団体の職員に対し、虚偽の出勤簿を使用したことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社蔵塗
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中野 暉彦
- (3) 所 在 地：愛知県一宮市白旗通2丁目17番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）

令和4年10月5日認定「認2206014764」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させていたと認められることから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第2号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社佐川工務店
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 片山 浩
- (3) 所 在 地：埼玉県川口市芝高木1丁目16番48号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（58件）

- 令和4年2月8日認定「認2104040071」「認2104040072」
 - 同月9日認定「認2104040183」
 - 同月22日認定「認2104040067」
- 同年7月6日認定「認2204009967」
- 同年9月20日認定「認2204020143」
- 同年12月28日認定「認2204039779」
- 令和5年2月24日認定「認2204054320」「認2204054321」「認2204054322」
 - 同年3月28日認定「認2204067411」「認2204067412」「認2204067413」
 - 同年4月11日認定「認2204067937」「認2204067938」「認2204067939」
 - 同年6月5日認定「認2304012176」
 - 同年10月27日認定「認2304050471」
 - 同年12月18日認定「認2304063475」「認2304063476」「認2304063477」
 - 「認2304063478」「認2304063631」
- 令和6年3月22日認定「認2304086990」「認2304086991」
 - 同年5月8日認定「認2404003209」「認2404003210」
 - 同年6月19日認定「認2404009608」「認2404009609」「認2404009610」
 - 「認2404009616」「認2404009617」「認2404009618」
 - 「認2404014932」
 - 同年7月19日認定「認2404017948」「認2404017949」
 - 同年9月13日認定「認2404031023」「認2404031024」
 - 同年10月8日認定「変認2404002423」「変認2404002424」「変認2404002425」
 - 「変認2404002426」「変認2404002427」「変認2404002428」
 - 「変認2404002429」「変認2404002430」「変認2404002431」
 - 「変認2404002432」「変認2404002433」「変認2404002434」
 - 「変認2404002435」「変認2404002436」
 - 同月15日認定「変認2404002594」「変認2404002595」「変認2404002596」
 - 「変認2404002597」
 - 同年11月11日認定「変認2404003240」「変認2404003241」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社タイロンコーポレーション
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 生田 泰通
- (3) 所 在 地：愛知県名古屋市名東区新宿1丁目226番

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）

令和2年11月10日認定「認2006029556」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社達美建設
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 羽生 達也
- (3) 所 在 地：愛知県みよし市三好町折坂2番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13件）

令和3年4月19日認定「認2106000553」「認2106000554」

令和4年2月8日認定「認2106028932」「認2106028933」

同年9月6日認定「認2206011916」

同年11月18日認定「認2206024051」

令和5年5月29日認定「認2306002556」「認2306002557」「認2306002558」

令和6年6月11日認定「認2406003623」「認2406003624」「認2406003625」

同月28日認定「認2406007755」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：株式会社栃木県畜産公社

(2) 代表者職氏名：代表取締役 石崎 豊

代表取締役 本澤 延介

(3) 所 在 地：栃木県芳賀郡芳賀町大字稻毛田1921番地 7

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（18件）

令和5年3月7日認定「認2204049454」「認2204049455」

同年7月10日認定「認2304024086」「認2304024087」「認2304024088」

「認2304024089」「認2304024090」

同年11月1日認定「認2304050596」「認2304050597」「認2304050598」

令和6年4月11日認定「認2404000333」「認2404000334」「認2404000335」

同月17日認定「認2304089248」「認2304089249」「認2304089250」

「認2304089251」「認2304089252」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社フレッシュデポ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 深井 幸司
- (3) 所 在 地：香川県綾歌郡宇多津町浜三番丁28番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（51件）

令和5年2月6日認定「認2210002826」「認2210002827」「認2210002828」「認2210002829」「認2210002830」「認2210002831」「認2210002832」「認2210002833」「認2210002834」「認2210002835」「認2210002836」
同年3月9日認定「認2210002837」
同年9月7日認定「認2310002306」「認2310002307」「認2310002308」
同年12月20日認定「認2310003917」「認2310003918」
令和6年3月28日認定「認2310005630」「認2310005631」
同年6月14日認定「認2410000199」「認2410000204」「認2410000205」「認2410000206」「認2410000207」「認2410000208」「認2410000209」
同年7月3日認定「認2410000459」「認2410000460」「認2410000461」
同年8月1日認定「認2410001405」「認2410001406」「認2410001407」「認2410001408」「認2410001409」「認2410001410」「認2410001411」「認2410001607」「認2410001608」「認2410001609」「認2410001610」「認2410001611」
同月20日認定「認2410002027」「認2410002028」
同年9月6日認定「認2410002029」「認2410002030」
令和7年3月10日認定「認2410003711」「認2410003712」「認2410003713」「認2410003714」「認2410003715」「認2410003716」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社マサミコレクション
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 淡路 昌之
- (3) 所 在 地：秋田県能代市字高塙121番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（15件）

令和5年5月12日認定 「認2202011264」「認2202011265」「認2202011266」

同月18日認定 「認2302000194」「認2302000195」「認2302000196」

「認2302000197」「認2302000198」「認2302000199」

同年6月20日認定 「認2302001806」「認2302001807」「認2302001808」

「認2302001809」「認2302001810」「認2302001811」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させていたと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号（技能実習法第9条第2号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社丸惣佐藤組
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 大久保 一彦
- (3) 所 在 地：北海道札幌市中央区北十五条西15丁目5番5号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11件）

令和2年4月17日認定「認2001000180」「認2001000181」「認2001000182」
「認2001000184」「認2001000185」「認2001000186」

令和5年5月24日認定「認2201007252」「認2201007253」

同月26日認定「認2201009938」「認2201009939」「認2201009940」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ライズスタッフ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 茶畠 公彦
- (3) 所 在 地：岡山県岡山市北区奥田西町15番6－102号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和5年6月29日認定「認2309001065」「認2309001066」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和8年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

<参照条文>

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
(抄)

(技能実習計画の認定)

第八条 技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人（親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）とその子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。）の関係その他主務省令で定める密接な関係を有する複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合はこれら複数の法人）は、主務省令で定めるところにより、技能実習生ごとに、技能実習の実施に関する計画（以下「技能実習計画」という。）を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その技能実習計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2～5 (略)

(認定の基準)

第九条 出入国在留管理庁及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三～五 (略)

六 技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

七～十一 (略)

(認定の欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一～八 (略)

九 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

十～十三 (略)

(機構による認定の実施)

第十二条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、外国人技能実習機構（以下この章において「機構」という。）に、第八条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第四項において同じ。）に関する事務（以下「認定事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2～7 (略)

(機構による事務の実施)

第十四条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができる。

- 一 実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務
 - 二 その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務
- 2～3 (略)

(認定の取消し等)

第十六条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

- 一 実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき。
 - 二 認定計画が第九条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 実習実施者が第十条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 四 (略)
 - 五 第十四条第一項の規定により機構が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めに虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定により機構の職員が行う質問に対して虚偽の答弁をしたとき。
 - 六 (略)
 - 七 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による実習認定の取消しをした場合には、その旨を公示しなければならない。

(監理団体の許可)

第二十三条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 一～二 (略)
- 2～7 (略)

(許可の基準等)

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

- 一 (略)
 - 二 監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従って適正に行うに足りる能力を有するものであること。
 - 三～八 (略)
- 2～3 (略)

(改善命令等)

第三十六条 主務大臣は、監理団体が、この法律その他出入国若しくは労働に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該監理団体に対し、期限を定めて、その監理事業の運営を改善するために必要な措置

をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(許可の取消し等)

第三十七条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一 第二十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二～三 (略)

四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五 (略)

2～3 (略)

4 主務大臣は、第一項の規定による監理許可の取消し、第二項の規定による監理許可の変更又は前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(認定計画に従った実習監理等)

第三十九条 監理団体は、認定計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。

●外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）

(技能実習の目標及び内容の基準)

第十条 (略)

2 法第九条第二号（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 第一号技能実習に係るものである場合にあっては、入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ～ハ (略)

ニ 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては口（3）に掲げる科目、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては全ての科目について、修得させようとする技能等に係る業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は技能実習生を業務に従事させないこと。

八 (略)

3～4 (略)

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)

第十二条 法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 申請者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）若しくは職員が、過去五年以内に技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。

九 申請者又はその役員若しくは職員が、過去五年以内に、不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受ける目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行っていないこと。

十～十四 (略)

2 (略)

(監理団体の業務の実施に関する基準)

第五十二条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させないこと。

八～十 (略)

十一 技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受ける目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行わないこと。

十二～十六 (略)